

⑤ 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成18年度	円 390,356	円 390,417	円 △61 (△0.02%)	% 0	%	% 0
(参考) 特例条例による減額措置後の比較	円 390,356	円 378,316	円 12,040 (3.18%)			

イ 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	職員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成18年度	月 4.46	月 4.45	月 0.01	月 0	月	月 4.45

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）  
職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額を比較すると、次のとおりです。

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	43歳2月	347,607円	422,497円	375,869円
国	40歳5月	328,477円	—	381,212円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	51歳2月	363,837円	415,648円	380,296円
うち、事務補助	55歳4月	389,560円	445,902円	408,096円
うち、用務員	49歳10月	359,727円	412,834円	376,088円
うち、給食員	48歳10月	339,073円	371,040円	350,975円
国	48歳5月	286,500円	—	318,595円
民間事業者平均	50歳8月	—	377,805円	—



ウ 高等（特殊・専修）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	45歳8月	407,928円	470,781円	433,285円

エ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	45歳1月	394,595円	445,373円	419,192円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	40歳8月	338,224円	467,131円	365,699円
国	42歳1月	339,564円	—	384,665円

(注)

- 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
なお、職種区分については、地方公務員給与実態調査要領によるものであり、一般行政職とは行政職給料表が適用される職員のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員（各地域事務所税務局職員）などを除いたものである。（以下、他の公表項目についても同じ）
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 技能労務職の民間事業者平均は、人事委員会で行う「職種別民間給与実態調査」の技能・労務関係職種から算出したものである。

② 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

県職員採用試験に合格し、採用された職員の初任給を国の初任給を比較すると次のとおりです。

区 分		広 島 県	国
一般行政職	大学卒	165,094円	(Ⅱ種) 170,200円
	高校卒	134,248円	138,400円
技能労務職	高校卒	131,532円	—
高等学校 教育職	大学卒	184,785円	—
	高校卒	142,590円	—
小・中学校 教育職	大学卒	184,785円	—
	高校卒	142,590円	—
警 察 職	大学卒	179,741円	(Ⅱ種) 197,700円
	高校卒	151,514円	156,200円



③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）

職員として採用され、引き続き勤務している職員の10年、15年、20年経過後の平均給料月額は、次のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,756円	319,125円	369,292円
	高校卒	220,435円	269,080円	327,952円
技能労務職	高校卒	204,646円	253,631円	302,470円
高等学校 教育職	大学卒	306,683円	359,169円	393,180円
小・中学校 教育職	大学卒	304,926円	361,345円	390,462円
警 察 職	大学卒	266,533円	323,191円	378,001円
	高校卒	247,304円	293,713円	347,570円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

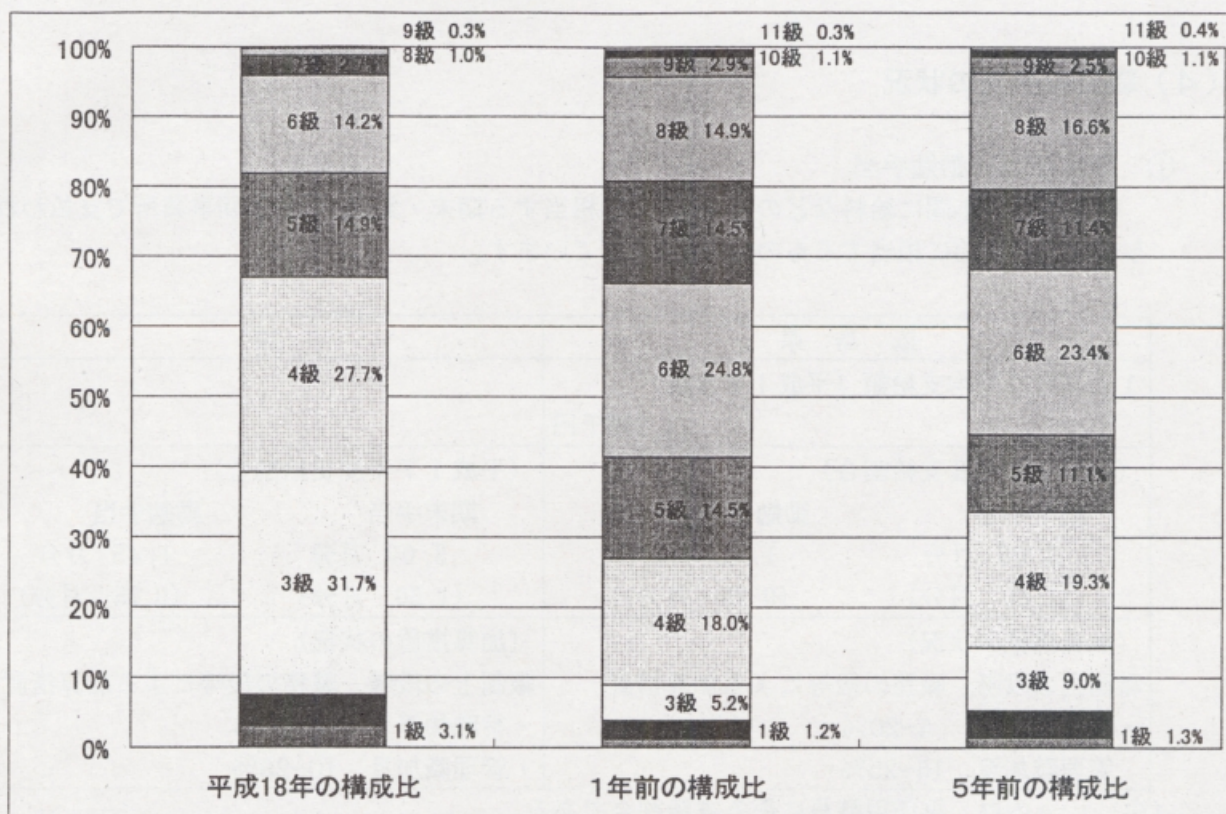
職員は、その職種に応じて適用される給料表が異なり、それぞれの給料表において、その職務と責任に応じて格付される級が決定されます。一般行政職員の多くに適用される行政職給料表の場合、それぞれの標準的な職務内容、職員数及びその構成比は次のとおりです。

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比
9級	部 長	19人	0.3%
8級	局 長	68人	1.0%
7級	室 長	181人	2.7%
6級	室 長 調 整 監	952人	14.2%
5級	主任主査	1,002人	14.9%
4級	主 査	1,866人	27.7%
3級	主 任 主任主事	2,133人	31.7%
2級	主 事	298人	4.4%
1級	主 事	207人	3.1%

(注)

- 1 広島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。





(注) 平成18年4月に11級制から9級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級を新給料表では1級及び3級にそれぞれ統合)

② 昇給期間短縮の状況

職員の昇給においては、勤務成績が特に良好な場合や上位の職に昇任した場合などに、普通昇給期間(原則12月)を短縮して昇給させていました。その職員数及び各区分の全職員数に応じた比率は、次のとおりです。

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職	高等学校 教育職	小・中学校 教育職	警察職	その他 (大学教育職等)	
		人	人	人	人	人	人	
平成17年度	職員数 A	32,244	6,624	575	4,329	14,379	4,896	1,441
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	3,689	1,186	47	206	684	1,355	211
	比 率 B/A	11.4%	17.9%	8.2%	4.8%	4.8%	27.7%	14.6%
平成16年度	職員数 A	32,754	6,780	603	4,420	14,644	4,816	1,491
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	3,461	1,196	44	149	493	1,362	217
	比 率 B/A	10.6%	17.6%	7.3%	3.4%	3.4%	28.3%	14.6%

(注) 平成16年度及び平成17年度は勤務成績が特に良好な場合に行われる昇給期間の短縮を休止した。



#### (4) 職員の手当の状況

##### ① 期末手当・勤勉手当

職員には、年間に給料などの4.45月分に相当する期末・勤勉手当(民間事業所で支払われる賞与などの特別給に相当するもの)が支給されています。

広島県		国	
1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,938千円		—	
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60月分) 勤勉手当 1.45月分 (0.75月分)		(平成17年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60月分) 勤勉手当 1.45月分 (0.75月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ② 退職手当(平成18年4月1日現在)

職員が退職した場合は、給料に退職事由及び勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額の退職手当が支給されます。

広島県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分	最高限度	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置	2%~20%加算		定年前早期退職特別措置	2%~20%加算	
早期勸奨退職特例措置	2%~30%加算				
(退職時特別昇給 公務のため死亡または著しい身体障害 8号)					
1人当たり平均支給額					
	(自己都合)	(勸奨・定年)			
	4,395千円	27,923千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。



③ 地域手当（平成18年4月1日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、次のとおり支給されています。

支給実績（17年度決算）		2,351,456千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（17年度決算）		144,928円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
広島市	13,519人	3%	4%
廿日市市	1,062人	0%	1%
海田町	386人	3%	1%
坂町	82人	0%	1%
府中町	305人	3%	1%
東京都（特別区）	37人	12%	13%
大阪府（大阪市）	4人	10%	11%
（医師）	164人	10%	11%
上記以外の市町		0%	0%
平均支給率		3.10%	3.74%

（注）

- 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。
- 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成17年度における調整手当の額。
- 支給対象地域が東京都など広島県の区域外にある地域から異動した職員の異動保障については、平成10年3月31日で廃止した。また呉市内の県の公署に勤務する職員に対して支給されていた調整手当（支給率1%）についても、平成11年3月31日で廃止した。

④ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当が支給されています。

支給実績（平成17年度決算）		1,446,715千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		131,879円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		32.8%	
手当の種類（手当数）		43種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	県税の賦課徴収業務従事職員	県税の賦課徴収に関する事務に従事したとき	常時従事者 15,300円/月 それ以外の従事者 550円/日
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	290円/日
教育職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	昼間制課程勤務本務者等が夜間制課程の勤務等に従事したとき	最高 1,110円/時間
種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	種雄牛馬豚の交配等に係る作業又は削蹄作業に従事したとき	230円/日
社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当	地域事務所厚生環境局等に勤務する職員	福祉又は精神保健に関する業務に従事したとき	10,700円/月



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	留置場看守, 捜査活動等	最高 14,450円/月 等
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	県立病院等に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	230円/日 等
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健指定医である職員及び一般職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき, 診察, 相談, 指導等を行ったとき	290円/日
職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当	職業能力開発校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練に従事したとき	給料月額の10%
爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	火薬類の製造施設等の保安検査等に従事する職員	爆発物取扱い作業に従事したとき	250円/日 5,200円/件 (爆発物の確認, 運搬等)
高所作業従事職員の特殊勤務手当	高所作業従事職員	工事現場における足場の不安定な高所で建設, 改修工事の監督, 検査に従事したとき	最高 320円/日
深所作業従事職員の特殊勤務手当	深所作業従事職員	河川等での工事において深所で工事の監督, 検査に従事したとき	最高 220円/日
坑内作業従事職員の特殊勤務手当	坑内作業従事職員	トンネル掘り工事において, トンネル坑内で工事の監督, 検査に従事したとき	最高 560円/日
ダム管理事務所職員の特殊勤務手当	ダム管理事務所勤務職員	ダム管理事務所・作業場でダム管理業務に従事したとき	8,100円/月
夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	深夜において, 看護業務や救急患者対処のため手術等の業務に従事したとき	最高 4,440円/回
特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当	特殊自動車を運転する業務に従事した職員	建設用又は農耕用特殊車両の運転業務に従事したとき	最高 260円/日
農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当	農業技術大学校に勤務する職員	農業に関する実習指導業務に従事したとき	給料月額の10%
夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当	夜間定時制高等学校等勤務事務職員等	夜間課程又は通信課程における業務に従事したとき	4,300円/月
有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	試験研究機関等に勤務する職員	特定の毒物を使用して行う作業に従事したとき	最高 290円/日
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院等に勤務する職員	微生物学的検査, 血清学的検査等に従事したとき	230円/日
家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜の保健衛生上必要な試験・検査の業務等に従事したとき	18,000円/月
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当	警察本部, 警察署等に勤務する職員	交替制勤務等に従事する職員が警ら等に従事したとき	最高 1,100円/日
消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	教育訓練基準に定める教育訓練に従事したとき	720円/日
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当	土木部等に勤務する職員	用地取得等のための折衝業務に従事したとき	650円/日
精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当	県立広島病院に勤務する医師等	精神病患者の診療等に従事したとき	230円/日



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	児童・生徒の緊急の補導業務等に従事したとき	最高 3,200円/日 (特例6,400円/日)
航空業務従事職員の特殊勤務手当	航空機操縦等に従事する職員	航空機の操縦、整備等の業務に従事したとき	最高 5,100円/時間
公害防止業務従事職員の特殊勤務手当	環境部等に勤務する職員	大気汚染防止法等による事故現場における測定業務等に従事したとき	240円/日
漁業取締業務従事職員の特殊勤務手当	漁業取締業務従事職員	海上で違法の疑いのある船舶に対する漁具の検査等の業務に従事したとき	500円/日
道路上作業従事職員の特殊勤務手当	地域事務所建設局等に勤務する職員	交通をしゃ断することなく行う道路の維持修繕の作業等に従事したとき	最高 300円/日
異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当	圧搾空気内における工事の監督等に従事する職員	圧搾空気内で行う工事の監督、検査に従事したとき	最高 1,000円/時間
広島学園勤務職員の特殊勤務手当	広島学園の副園長、総務課職員	広島学園における業務に従事したとき	4,300円/月
盲学校等勤務職員の特殊勤務手当	盲学校等に勤務する事務職員等	盲学校等における業務に従事したとき	4,300円/月
看護師等養成業務従事職員の特殊勤務手当	三次看護専門学校に勤務する職員	看護師等の養成業務に従事したとき	給料月額の8%
温室内作業従事職員の特殊勤務手当	農業技術センター等に勤務する職員	ビニールハウス又はガラスハウス内で6～9月に2時間以上作業に従事したとき	230円/日
畜産作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	家畜の糞尿等を取り扱う作業に2時間以上従事したとき	160円/日
教育業務連絡指導担当職員の特殊勤務手当	公立学校で連絡調整、指導助言業務等を担当する主任等	教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の職務を担当し、その職務が困難であるものに従事したとき	200円/日
動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	動物愛護センターにおける業務に従事したとき	給料月額の3%又は10%
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	災害応急作業等従事職員	災害発生のおそれがある堤防等での巡回監視等の業務に従事したとき	最高 1,680円/日
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬取締業務に従事したとき	550円/日
県立広島大学保健福祉学部附属診療所医療従事職員の特殊勤務手当	県立広島大学に勤務する職員	教育職給料表の適用を受ける医師等が、患者に対して、直接診療業務に従事したとき	最高 10,000円/日
夜間学級担当手当	夜間学級がある中学校のうち本務として当該中学校の職にある校長等、夜間学級の授業を担当する教諭等	市町立の中学校で、夜間学級の業務に従事したとき	給料月額8%又は10%
多学年学級担当手当	多学年学級を担当する職員等	多学年学級を担当する職員が当該学級における業務に従事したとき	最高350円/日

(注) 特殊勤務手当については、平成11年に大幅な見直しを行い、平成12年4月1日付けで自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当など7手当を廃止、麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当など2手当を新設し、税務職員の特殊勤務手当など16手当の手当額を改定し、平成14年4月1日付けで洗濯作業従事職員の特殊勤務手当を廃止した。



⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間以外に勤務した職員には、時間外勤務手当が支給されています。

支給実績（平成17年度決算）	6,980,934千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	209千円
支給実績（平成16年度決算）	7,047,952千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	208千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

⑥ その他の手当（平成18年4月1日現在）

支給要件に応じ、下記のとおり各種手当が支給されています。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。  ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族のうち2人 6,000円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人 6,500円 ・その他 5,000円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	4,168,605千円	240千円
住居手当	○月額12,000円を超える家賃を支払っている職員。 (1)家賃23,000円以下の場合 家賃の月額-12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃の月額-23,000円) ×1/2 (最高限度額27,000円)	同じ	—	1,837,092千円	110千円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の家賃を負担している者。 ・上記により算出した額の1/2 (最高13,500円)	同じ	—		
	○自宅居住者 3,300円	異なる	国の制度 自宅居住者  新築又は購入した職員について、新築又は購入後5年に限り 2,500円		



手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)						
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関 58,000円+58,000円を 超える額×1/2</li> <li>交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000円～55,600円</li> <li>自転車等 通勤距離に応じ 2,000円～13,000円</li> </ul>	異なる	<p>国の制度</p> <p>交通機関 55,000円</p> <p>特別急行列車又は高速自動車国道などを利用した場合 特別料金×1/2加算 (最高 20,000円)</p> <p>交通用具 通勤距離に応じ 2,000円～24,500円</p>	4,104,206 千円	141千円						
単身赴任手当	<p>○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本額 23,000円</li> <li>職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000円～45,000円の加算 (最高 68,000円)</li> </ul>	同じ	—	211,061 千円	304千円						
初任給調整手当	<p>○医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療職給料表(一)の適用を受ける職 最高支給月額：268,500円</li> <li>医学又は歯学に関する専門知識を必要とする職 最高支給月額：50,000円</li> <li>獣医学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：10,000円</li> </ul> <p>※採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。</p>	異なる	<p>国の制度</p> <p>獣医学に関する専門知識を必要とする職を対象職としていない</p>	407,545 千円	2,145千円						
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職区分に応じ、 給料月額×8%～25%</li> </ul> <p>(例)</p> <table> <tr> <td>本庁の部長</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>本庁の局長</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>本庁の室長</td> <td>12%～16%</td> </tr> </table>	本庁の部長	25%	本庁の局長	20%	本庁の室長	12%～16%	同じ	—	1,798,936 千円	678千円
本庁の部長	25%										
本庁の局長	20%										
本庁の室長	12%～16%										
特地勤務手当	<p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給料月額と扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 3級地 12% 2級地 8% 1級地 4%</li> </ul>	同じ	—	49,998 千円	329千円						